

令和7年度 介護サービス 事業所集団指導

山口市健康福祉部

指導監査課

令和8年3月

令和7年度運営指導の状況 資料1-1

1. 運営指導及び監査の概要	・・・・・・・・・・ P 3
2. 運営指導の指摘事項について	・・・・・・・・・・ P 4
3. 運営指導及び監査の流れ	・・・・・・・・・・ P 5
4. 対象事業所及び令和7年度運営指導数	・・・・・・・・・・ P 7
5. 令和7年度の主な指摘事項について	・・・・・・・・・・ P 8
6. その他	・・・・・・・・・・ P 18

1. 運営指導及び監査の概要

指導監査は目的により「指導」と「監査」に分かれ、指導はさらに指導の形態に応じて「運営指導」と「集団指導」に分かれています。

指導

【根拠法令】
介護保険法
第23条、第24条

介護サービスの質の確保及び保険給付（報酬請求）の適正化を図ることを目的として実施します。

形態	内容（山口市の場合）
運営指導	事業所ごとに原則5年に1回、実地において指導を行う。
集団指導	年に1回、全事業所を対象に集会形式又は動画配信による指導・講習を行う。

監査

【根拠法令】
介護保険法第76条ほか

サービス提供や介護報酬請求について不正もしくは不正が疑われる場合等に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施します。また、指定基準違反等が認められた場合は、改善勧告や改善命令を出すことがあります。これらの措置に従わない場合、介護サービス事業所としての指定の取消しや効力の停止を行うことがあります。

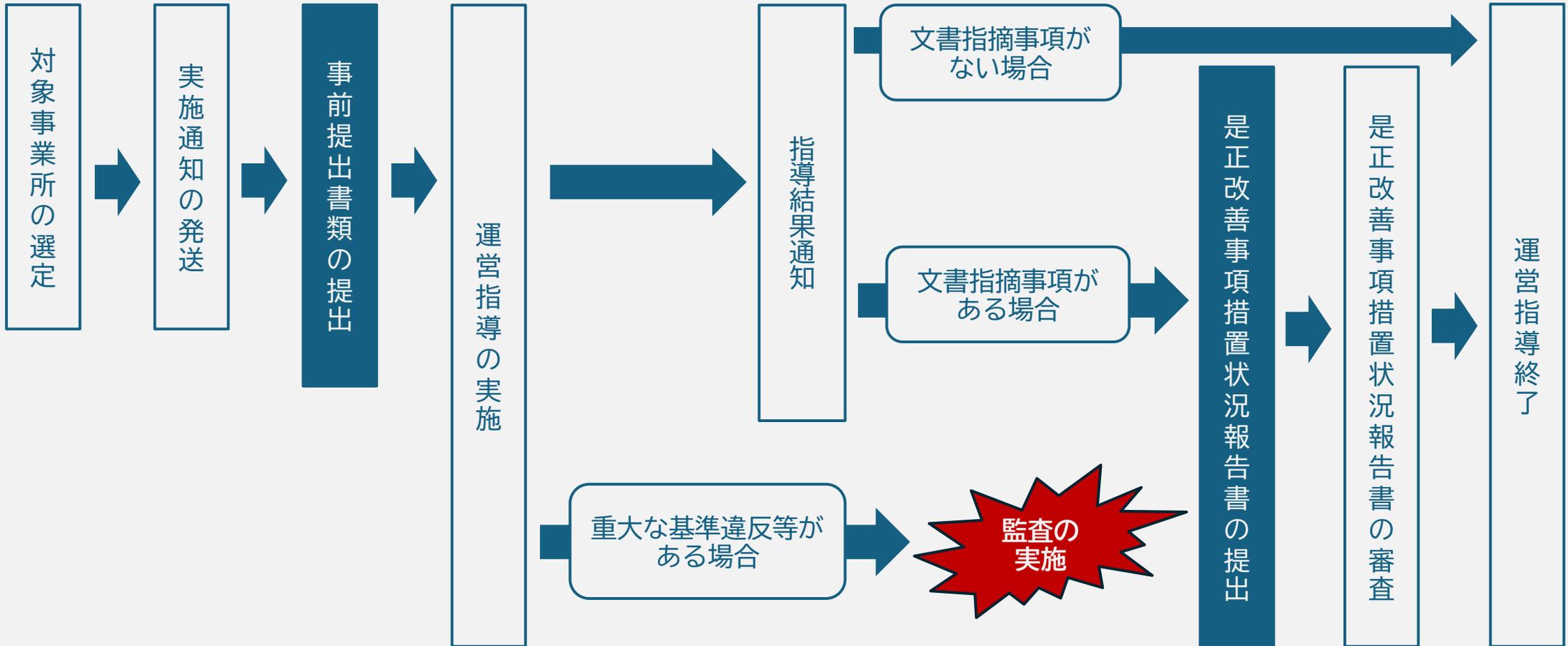
2. 運営指導の指摘事項について

運営指導で基準違反等が発見された場合、その内容に応じて「文書指摘」、「口頭指摘」又は「助言」を行います。

区 分	内 容
文書指摘	<ul style="list-style-type: none">・法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合 ※原則として通知から 30日以内 に「 是正改善事項措置状況報告書 」（以下、報告書）を提出（改善したことのわかる書類について必要に応じて添付）
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none">・法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合・その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合 ※ 報告書の提出不要
助 言	<ul style="list-style-type: none">・法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合 ※ 報告書の提出不要

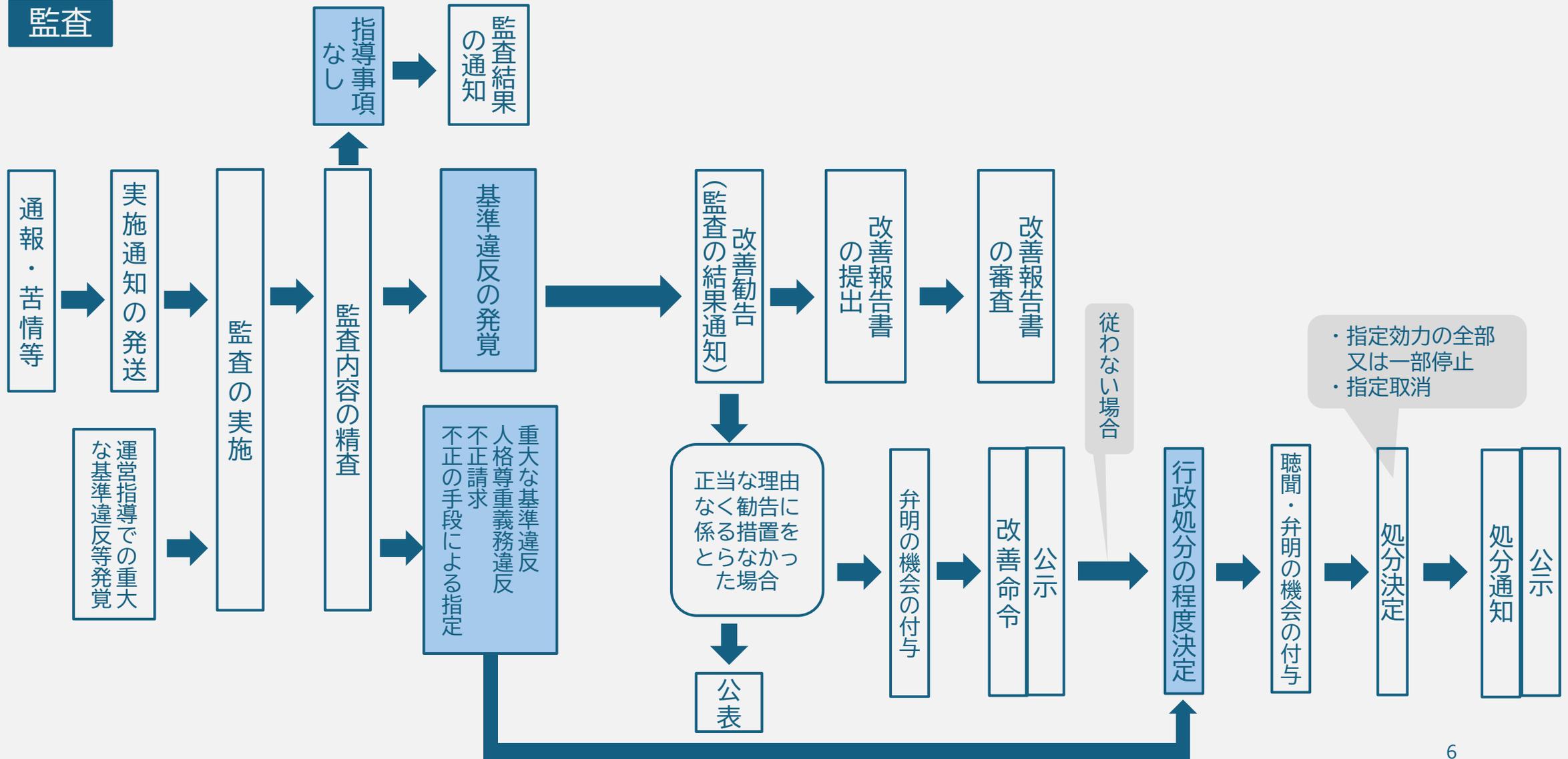
3. 運営指導及び監査の流れ

運営指導



3. 運営指導及び監査の流れ

監査



4. 対象事業所及び令和7年度運営指導数

サービス種類	略称	事業所数※		指導事業所数
		令和6年度	令和7年度	令和7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定巡	3	3	1
地域密着型通所介護	地域デイ	36	37	7
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知デイ	8	11	2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小多機	5	5	1
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	GH	21	16	3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ミニ特	9	9	2
看護小規模多機能型居宅介護	看多機	3	3	0
居宅介護支援	居宅	51	50	12
介護予防支援	予防	8	11	0
		144	145	28

※事業所数は4月1日時点

5. 令和7年度の主な指摘事項について

運営

1 運営規程及び重要事項説明書 (1)

対象サービス：全サービス

■指摘事項

重要事項説明書の記載内容が運営規程と整合していない。

基本報酬や各種加算の単位数及び算定内容等の記載に誤りがある。

■指導内容

重要事項説明書は運営規程の概要を記載する必要があり、その記載内容が運営規程と整合していることが求められます。

なお、運営規程を変更した際には、介護保険課へ届出を行ってください。

対象サービス：全サービス

■指摘事項

運営規程等に記載する虐待の防止のための措置に関する事項について、全て又は一部不足している。

1. ①定期的な委員会の開催及びその結果の周知
②指針の整備（詳細P15参照）
③定期的な研修の実施（ミニ特、GHは年2回以上、その他は年1回以上の実施、新規採用時必ず実施）
④担当者の設置
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに速やかに市へ報告すること

■指導内容

上記の内容についてすべて記載してください。

対象サービス：全サービス

■指摘事項

従業員の員数及び職務内容について明確に記載されていない。

■指導内容

次ページ参照

参考までに居宅介護支援事業所を例として記載していますので事業所の実態に合わせて作成してください。

運営

1 運営規程及び重要事項説明書 (3) ②

対象サービス：全サービス

例) 居宅介護支援事業所

職種	職務内容	員数
管理者	1. 従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行います。 2. 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 ○名 〇〇〇と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 ○名以上 内、○名 〇〇〇と兼務 非常勤 ○名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 ○名以上 非常勤 ○名以上

実態に合わせて変更してください。「○名」ではなく「○名以上」と記載することも差し支えありません。

対象サービス：全サービス

■指摘事項

勤務表に記載すべき事項に不足がある。

■指導内容

利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、事業所ごと（GH、ミニ特はユニットごと）に、原則として月ごとの勤務表を作成し、以下について明確にしてください。

【勤務表に記載すべき内容として解釈通知から抜粋】

- ・ 従業者の日々の勤務時間（勤務体制） ・ 職務の内容【定巡】
- ・ 常勤、非常勤の別 ・ 管理者との兼務関係
- ・ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置
【地域デイ、認知デイ、小多機、看多機】
- ・ 介護職員及び看護職員等の配置【ミニ特】
- ・ 夜間及び深夜の勤務の担当者【GH】

対象サービス：全サービス

必要事項が記載されていれば勤務表の様式は問いませんが、山口市WEBサイトに国の標準様式「勤務体制及び勤務形態一覧表」を掲載しておりますのでご活用ください。

山口市介護保険課「勤務体制及び勤務形態一覧表」

▶▷<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/56/154715.html>

対象サービス：

■指摘事項

- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業所の担当者をサービス担当者会議に招集していない。
- ・ 出席できないサービス担当者がある場合に、出席できない理由や、意見照会した内容及び回答等を記載していない。

■指導内容

上記計画に位置付けたサービス事業所の担当者は、原則会議に出席する必要があるため招集してください。また、やむを得ず出席できない場合は、その理由や意見照会した内容等を記録してください。

対象サービス：全サービス

■指摘事項

虐待防止の指針に記載すべき事項について、全て又は一部不足している。

- イ. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ. 虐待の防止のための職員研修に関する基本的考え方
- ニ. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本的方針
- ホ. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ. 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

■指導内容

上記イ～リの内容についてすべて記載してください。

対象サービス：全サービス（居宅、予防を除く）

■指摘事項

- ・運営推進会議について、定められた頻度で開催していない。
おおむね6月に1回以上…地域デイ、認知デイ、定巡（※定巡のみ会議名を「介護・医療連携推進会議」という。）
おおむね2月に1回以上…小多機、GH、ミニ特、看多機
- ・運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていない（記録をしていない。）。

■指導内容

運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること（記録をすること。）。

対象サービス：小多機、GH、ミニ特、看多機

■指摘事項

加算の要件である事業年度ごとの取組に関する実績を厚生労働省に報告していなかった。

■指導内容

当該年度の3月31日までに厚生労働省の運営する「電子申請・届出システム」により報告してください。

※詳しくは「資料1-2 留意事項について」の11ページ以降参照

当該加算の算定要件となる「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員の設置」について令和9年4月1日から設置が義務付けられますので併せてご確認ください。

6. その他

- 運営指導を実施する際に、実施通知等の送付をメールで行いますので、メールアドレスに変更があればお知らせください。
- 事前提出書類のうち、自己点検表についてはメールにより提出をお願いします。詳しくは実施通知にてお知らせします。
- 事業所へは公用車で伺います。駐車場の確保にご協力をお願いします。
- 当日、市担当者への飲み物の提供は不要です。